

平成31年度防火管理講習について（ご案内）

松阪地区広域消防組合

1 講習の目的

消防法第8条により、一定規模以上の防火対象物の管理について権原を有する者は、防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければなりません。

当講習は、消防法第8条第1項に定める防火管理者として必要な資格を取得することを目的とします。

2 防火管理者を選任し、消防計画を定めなければならない事業所等

区 分	収容人員	建 物 の 延 面 積	
		防火管理者の資格	
主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症グループホーム等	10人以上	甲種防火管理者	
特定防火対象物 不特定多数の人が出入する事業所等 〔 集会所、遊技場、飲食店、物品販売店、ホテル、病院、幼稚園、養護学校、上記以外の福祉施設等 〕	30人以上	300㎡以上	300㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者
非特定防火対象物 特定防火対象物以外の事業所等 〔 共同住宅、学校、事務所、図書館、寺院、工場、倉庫その他の事業所等 〕	50人以上	500㎡以上	500㎡未満
		甲種防火管理者	甲種又は乙種防火管理者

3 講習日、受付期間等

回数	講習種別	講習日	受付期間
第1回	甲種新規	平成31年5月16日(木)、17日(金) (2日間受講)	平成31年4月4日(木)から 平成31年4月5日(金)まで
	乙種	平成31年5月16日(木)	
第2回	甲種新規	平成31年6月13日(木)、14日(金) (2日間受講)	平成31年5月13日(月)から 平成31年5月14日(火)まで
	乙種	平成31年6月13日(木)	
第3回	甲種新規	平成31年8月22日(木)、23日(金) (2日間受講)	平成31年7月17日(水)から 平成31年7月18日(木)まで
	乙種	平成31年8月22日(木)	
第4回	甲種新規	平成31年11月14日(木)、15日(金) (2日間受講)	平成31年10月1日(火)から 平成31年10月2日(水)まで
	乙種	平成31年11月14日(木)	
第5回	甲種再講習	平成32年2月28日(金)	平成32年1月17日(金)から 平成32年1月23日(木)まで
第6回	甲種新規	平成32年3月12日(木)、13日(金) (2日間受講)	平成32年2月6日(木)から 平成32年2月7日(金)まで
	乙種	平成32年3月12日(木)	

4 定員

甲種新規、乙種併せて 各回 80名

甲種再講習 80名

5 受講手続 受講料等

一般財団法人日本防火防災協会のホームページで申し込み方法等を確認して、FAXで申し込みをしてください。

6 講習会場

三重県松阪市嬉野権現前町423-9

松阪市社会福祉協議会 嬉野支所 嬉野社会福祉センター 集会室



【講習、受講手続に関する問い合わせ先】

一般財団法人日本防火・防災協会

TEL 03-3591-7121

FAX 03-3591-7130

<http://www.n-bouka.or.jp/>

【防火管理者の制度に関する問い合わせ先】

松阪地区広域消防組合消防本部予防課

TEL0598-25-1412

URL <http://www.mie-matsusaka119.jp/>